

# 公益財団法人岡山県体育協会加盟団体規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会定款（以下「定款」という。）第10条第1項の規定に基づいて加盟団体に関する必要な事項を定める。

## (加盟団体)

第2条 加盟団体とは、定款第6条に定める団体をいう。

## (報告及び届出義務)

第3条 加盟団体は、毎事業年度終了後2カ月以内に、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (3) 前年度の事業報告書及び収支決算書

第4条 加盟団体は、団体の名称、事務所所在地、規約、その他公益財団法人岡山県体育協会（以下「本会」という。）に提出してある書類に変更があった場合には、速やかに文書で報告しなければならない。

## (加盟)

第5条 定款第7条により、新たに本会に加盟しようとする団体は、加盟申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 加盟申込書（団体の名称、代表者名、事務所所在地及び連絡先、加盟を希望する理由を明記すること）
- (2) 規約又は会則
- (3) 組織一覧表
- (4) 役員名簿
- (5) 前年度事業概要並びに当該年度事業予定表及び予算書

2 加盟が承認された団体は、別に理事会が定める加盟金を納入するとともに、本会の評議員の候補者を選出し報告しなければならない。

## (負担金)

第6条 定款第8条により、加盟団体は、次の理事会及び評議員会が定める負担金を、毎年7月末日までに本会に納入しなければならない。

### (1) 競技団体

基本額は、60,000円とする。

団体登録による登録者数を基礎資料とする。

|        |        |                  |
|--------|--------|------------------|
| 100人未満 |        | 60,000円          |
| 100人以上 | 500人未満 | 60,000円 + 5,000円 |

|           |           |                 |
|-----------|-----------|-----------------|
| 500人以上    | 1,000人未満  | 60,000円+10,000円 |
| 1,000人以上  | 5,000人未満  | 60,000円+15,000円 |
| 5,000人以上  | 10,000人未満 | 60,000円+20,000円 |
| 10,000人以上 |           | 60,000円+25,000円 |

(2) 市町村体育協会

住民基本台帳に基づく世帯数を基礎資料とする。

基本額3,000円+世帯数×2円

(3) 学校体育団体

高等学校体育連盟 60,000円

高等学校野球連盟 60,000円

中学校体育連盟 60,000円

(負担金の使途)

第7条 前条の負担金は、毎事業年度における合計額の50%以上を公益目的事業に、残額を収益事業並びに法人会計に使用する。

(脱 退)

第8条 定款第9条第1項により、加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を提出し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 脱退願書

(2) 脱退理由書

2 加盟団体が第2条の資格を失ったとき又は本会の加盟団体として不相当と認められたときは、定款第9条2項により、理事会及び評議員会の議決をもってこれを脱退させることができる。

(本規程の変更)

第9条 この規程は、理事会及び評議員会の議決によって変更することができる。

附 則

1 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。